

宇部市多文化共生イベント実施業務委託に係る仕様書

1. 業務名

宇部市多文化共生イベント実施業務

2. 業務の目的

令和6年3月に策定した「宇部市多文化共生推進ビジョン」に基づき、国籍・民族・文化の違いに関わらず、全ての人が快適に過ごせるまちを目指すため、外国人住民と日本人住民の交流の機会を創出するイベントを開催することで、双方の交流を促進し、多文化共生の意識を醸成することを目的とする。

3. 概要

「(2)実施期間」に定める期間中に、企画提案書に基づくイベントを提案者が実施することで、「(4)目標指標」の達成を目指す。

- (1) 名 称 宇部市多文化共生イベント(仮称)※
- (2) 実施期間 令和7年10月1日から令和8年2月28日まで
- (3) 実施場所 宇部市内
- (4) 目標水準 イベント実施数 4回以上
外国人来場者(参加者)数 のべ100人以上

※企画提案書の中に、多文化共生を推進する一連のイベントの総称として、ふさわしい「(1)名称」(冠や愛称等)を含めて提案すること。

4. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

5. 委託料の上限

1,500,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

6. 業務内容

(1) イベントの企画提案

ア 多様な国籍・地域の市民が参加できる多文化共生を推進するイベントを企画・提案すること。

- (例) ・世界の国々の食べ物やお酒(飲み物)を体験できるイベント
・世界の民族衣装を着用し、自国の文化を語り合うワークショップ
・世界の遊びを体験できるイベント
・やさしい日本語だけを使ったディベート大会 など

イ 本市を訪問するニューカッスル市民(高校生4人と引率教諭2人)と市民が交流するイベント「ニューカッスルフェア」は、必ず企画提案すること。

- ・日時:令和7年10月5日(日) 10時~16時
- ・会場:宇部市役所市民交流棟 1階 市民交流ホール

(2) イベントの運営・進行管理業務

提案者が企画したイベントを自ら実施、運営すること。ただし、業務の一部を再委託することは妨げない。

- ア 各イベントの統括責任者の選定を含む運営体制の整備
- イ イベントスケジュール等全体計画の立案
- ウ 各イベントの出展者(出店者)や参加者等の募集、選定、調整
- エ 警備を含むスタッフ体制の整備
- オ 各種保険への加入手続
- カ 必要な備品の準備と管理
- キ 来場者の誘導と安全確保
- ク その他イベントの実施に必要な事項

(3) 会場内外の安全対策

イベント実施中(準備及び撤収を含む)に事件、事故が発生しないように、十分な安全対策や防犯対策を講じること。ただし、屋内における小規模イベント(概ね参加者50人未満)については、スタッフによる目視確認及び案内体制を基本とし、警備員の配置は必須としない。

(4) 各種申請等事務手続

イベントの実施に必要な申請、届出等の各種事務処理をすること。

(5) 広報宣伝業務

各種マスメディアだけではなく、SNS等も活用し、多様な国籍・地域の市民にも届く、やさしい日本語を用いた情報発信に取り組むこと。

(6) 実施報告等

下記の内容を含む実施報告書とその概要版各1部を作成し、併せてそのデータを提出すること。

- ア 各イベントの来場者アンケートの実施及び集計
- イ 各イベント当日の写真撮影及び市広報やウェブサイトで利用可能な画像データの提供
- ウ 各イベントの来場者数の集計

(7) その他

仕様書に記載のない内容など、市からの軽微な指示への対応

7. 見積書作成に係る留意事項

見積書の作成に当たっては、上記業務に係る経費を積み上げて作成すること。

8. 著作権の帰属

本委託業務の成果物、印刷物のデジタル情報、図版、写真及び画像データ等の著作権は市に帰属するものとする。

9. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 提案書の目的外使用の禁止

市は、企画提案者から提出された提案書を、本委託業務の受託者選定以外の目的に

使用してはならない。

(2) 秘密保持の徹底

受託者は、本委託業務で知り得た市の業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本委託業務(再委託した場合を含む)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。

10. 受託者の責務

- (1) 受託者の責任において、来場者・出展(出店)関係者等に対する安全対策に万全を期し、緊急連絡体制、避難誘導など、事件、事故の防止に必要な措置を講ずること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約解除又は期間満了後においても同様とする。

11. 留意事項

- (1) 本委託業務の実施に当たり、受託者は市と必要な協議・打合せを行い、業務を進めるものとする。
- (2) 荒天等を理由にやむなくイベントを中止にした場合は、委託期間内に代替のイベントを実施するなどして、目標水準の達成に努めるものとする。ただし、既に目標水準を達成している場合は、この限りではない。なお、中止の判断については、市と受託事業者との協議の上、最終的には市が行う。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、市と受託事業者において協議の上、決定する。